

『見えにくい』

を支えるファーストブック



佐賀県立盲学校

目の支援センター ゆうあい

目次

Q-1	教室までの動線で気をつけることは何ですか？	1
Q-2	教室内の席の配置で気をつけることは何ですか？	1
Q-3	ロッカーなどで気をつけることは何ですか？	2
Q-4	机で気をつけることはありますか？	2
Q-5	拡大教科書について教えてください。	3
Q-6	学用品はどのようなものを選んだらよいですか？	4
Q-7	視覚補助具にはどのようなものがありますか？	5
Q-8	視覚補助具はどのように購入したらよいですか？また、購入してすぐ使えるようになりますか？	6
Q-9	自立活動とはどのようなものですか？	7
Q-10	交流学級での授業において配慮できることや個別指導について教えてください。	9
Q-11	板書をする際の工夫や配慮すべきポイントは何ですか？	10
Q-12	国語の指導はどのようなことに気を付ければよいですか？	12
Q-13	算数・数学で、作図のための三角定規やコンパス、方眼紙などで、使いやすいものがありますか？	13
Q-14	理科の指導ではどのようなことに気を付ければよいですか？	14
Q-15	地図や年表を見やすくわかりやすくするためには、どうしたらよいですか？	15
Q-16	英語の授業で辞書を使うのですが、見えにくい子児童生徒でも使いやすい辞書はあるのでしょうか？	16
Q-17	体育の授業での留意点や配慮できる点について教えてください。	17
Q-18	家庭科の指導で、刃物や火を使う調理実習や裁縫やミシンは、どのように指導すればよいですか？	18
Q-19	技術科の指導では、どんなことに配慮すればよいですか？	20
Q-20	図画工作や美術の授業ではどんな支援が必要ですか？	21
Q-21	音楽の指導で、楽譜はどのように見せればよいでしょうか。また、ほかに配慮するポイントはありますか？	22
Q-22	自立活動の指導内容は具体的にどのようなものがありますか？	23
Q-23	登下校時に安全を確保するためにはどんな注意が必要ですか？	25
Q-24	学校行事ではどんな注意が必要ですか？	26
Q-25	部活動を楽しく行うにはどのような配慮や指導が必要ですか？	27
Q-26	児童生徒同士の人間関係において配慮することはありますか？	28
Q-27	中学校卒業時はどのような進路がありますか？	29
Q-28	高校受験では、どのような配慮が可能ですか？	30
Q-29	個別の教育支援計画と個別の指導計画について教えてください。	30

巻末資料

・県内の特別支援学校で用いられている個別の教育支援計画様式	33
・福祉制度やサービスについて	35
・代表的な眼疾患	39
・参考文献	41

学習環境について

Q-1 教室までの動線で気をつけることは何ですか？

A-1 段差や突起物、明るさや階段に気をつけましょう。

玄関から教室までの経路にある段差や境目、突起物などを児童生徒と確認し、気をつけることを話し合しましょう。

廊下などに机や箱など、なんらかのものが置いてある場合、できるだけ撤去します。できない場合は場所や形、大きさを確認した上で注意を促します。また、薄暗いところがあれば補助照明をつける、明るすぎるところでは光を抑える、階段の滑り止めには、コントラストのはっきりとした色を塗るなどするとよいでしょう。

Q-2 教室内の席の配置で気をつけることは何ですか？

A-2 黒板までの距離だけでなく、まぶしさや暗さなどにも気をつけましょう。

見えにくさのある児童生徒の場合、黒板を例にとると、距離だけではなく、外光の反射、見える範囲も考慮する必要があります。照度についても、席によってまぶしさを感じたり、暗さを感じたりすることがあります。また、電子黒板については、画面が反射していたり、まわりが映り込んで見えにくいこともあります。これらのことを、本人としっかり確認をして、学習しやすい席を決めるようにします。



Q-3 ロッカーなどで気をつけることは何ですか？

A-3 本人がわかりやすい場所に設定しましょう。

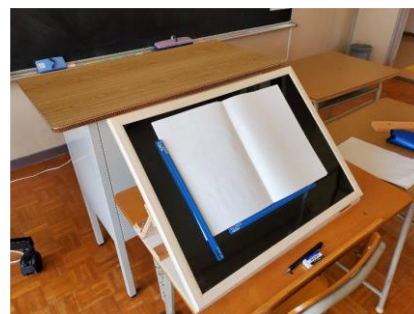
ロッカーや靴箱などは、同じ形がならんでおり、自分の場所がわかりにくいことがあります。そのため、端の一番上など、わかりやすい場所に設定するようにしましょう。また、コントラストのはっきりした目印などをつけることも有効です。

Q-4 机で気をつけることはありますか？

A-4 高さや大きさに気をつけましょう。

見えにくさのある児童生徒は、読み書きをする際に紙面に顔を近づけることが多くなります。そのため、JIS規格の机を使用すると、紙面が頭の影で暗くなったり、極端な前かがみの姿勢になったりします。しかし、少し高目の机を使うと、姿勢が楽になり、影も抑えられます。傾斜机や書見台の使用も有効な方法です。

また、拡大教科書を使用すると、通常の机では狭さを感じる場合があります。大きめの机や補助机などを使用することで、学習がしやすくなります。



↑ 自作書見台

← 傾斜机



学習の準備について

Q-5 拡大教科書について教えてください。

A-5 弱視児童生徒のために文字や図形を拡大して見やすくした教科書です。

単純に、文字や図形を拡大したものではありません。文字の拡大や書体（フォント）の変更、レイアウトの変更、コントラストの調整など、見やすくするための様々な配慮がなされています。書体は、文字の細部までよく見えるように、縦画と横画の太さが均等なゴシック体を用いてあることが多いです。また、グラフや地図などの図表については、輪郭線を書き加えたり、図中の文字等は、その背景を白抜きにしたりするなど、見えやすくするための工夫が施されています。

義務教育段階では、1教科につき①A5判18ポイント②B5判22ポイント③A4判26ポイントの3種類が作成されることが多いです。拡大教科書の文字の大きさ等が、児童生徒の実態に合わない場合は、教科書作成ボランティアに依頼し、個別のニーズに合わせて作成された教科書を用いることができます。

個々の児童生徒により、見やすさが異なるため、大きければ良いというわけではないことに留意し、最も学習効率の良い文字サイズを選択することが望ましいといえます。

※市販されている拡大教科書の一覧は、文部科学省のウェブサイトで確認することができます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kakudai.htm



Q-6 学用品はどのようなものを選んだらよいですか？

A-6 毎日使う学用品は、見やすく使いやすい物を選ぶことで学習がしやすくなります。

ノートは、マス目の大きさ、行の幅、罫線の太さに注意が必要です。罫が太く罫線のコントラストがはっきりした弱視用者のノートも市販されています。教師が見え方に合ったノート用紙をパソコンで作成し、印刷して使わせることもできます。罫線が太すぎると書いた文字と区別がつきにくくなってしまうため、罫線の太さはそのままに、濃くすると見やすくなります。

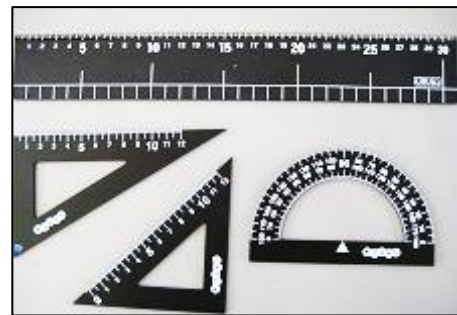
筆記用具は、薄い鉛筆では自分の書いた線が見にくいいため、濃いめの鉛筆を選びます。

また、鉛筆の先が丸まって線が太くなると、正確に書けているかどうかの判断が困難になってしまいますので、授業の前に鉛筆を削って準備する必要があります。太めの芯のシャープペンシルを使用することも有効です。2Bや4Bといった芯も市販されています。

定規は、目盛りが読みやすくシンプルなもののが有効です。コントラストのはっきりした白黒反転定規も市販されています。



弱視用ノート



定規、三角定規、分度器

Q-7 視覚補助具にはどのようなものがありますか？

A-7 弱視児童生徒の見えにくさを補うための視覚補助具には、手元を見る近用弱視レンズ、遠方を見る遠用弱視レンズ、拡大読書器等があり、用途に応じて使い分けます。

(1) 近用弱視レンズ (拡大鏡、ルーペ)

主にノートや教科書など近くの物を見るとき、文字を書くときに使います。

(2) 遠用弱視レンズ (単眼鏡)

黒板やスクリーン、掲示物など離れたところを見るときに使います。



近用弱視レンズ



遠用弱視レンズ



拡大読書器



(3) 拡大読書器

ビデオカメラで見たいものを映して、その映像をモニターに拡大して映し出す装置で、据え置き型や携帯型があります。ズーム式に拡大率を変え、白黒反転や色、コントラストの調整もできます。

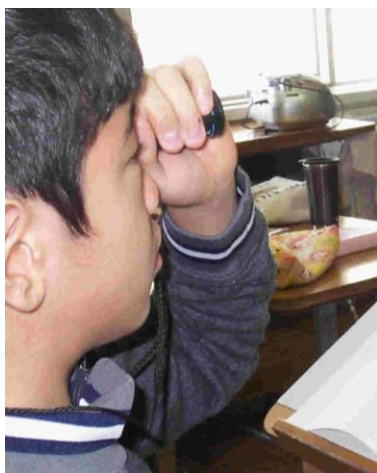
(4) タブレット型多機能端末

iPadなどのタブレット型多機能端末を使うと、カメラやビデオカメラで撮った写真や映像を、アプリを利用して、手元で拡大して見ることができます。スタンドやアームを取り付けると、両手を使った学習ができるため便利です。

Q-8 視覚補助具はどのように購入したらよい ですか？また、購入してすぐ使えるよう になりますか？

A-8 眼科や盲学校などの専門機関に相談しましょう。

視覚補助具の利用を検討したり、機種を選択し購入する際は、盲学校やロービジョンに対応している眼科などの専門機関に相談し、連携して行うとよいでしょう。弱視児童生徒の目の状況や使用する環境をよく把握したうえで、本人の目に合う倍率や機能の選定が必要です。例えば単眼鏡は、眼鏡とは異なり、処方されればすぐに見えるようになるのではなく、見たいものにピントを合わせたり、広い範囲のものを全体的にとらえたりするための練習が必要です。どのような練習が必要になるかについても、専門機関にご相談ください。



授業について

Q-9 自立活動とはどのようなものですか？

A-9 自立活動の指導とは、障害のある子どもたちが自立や社会参加を目指して、障害による学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するために、特別支援学校に特別に設けられている重要な領域です。

特別支援学級の教育課程は特別支援学校の学習指導要領を参考にして編成しますので、自立活動を設ける必要があります。

この領域でねらいとしていることは二つです。一つは、子どもたちが自ら日常生活や学習場面でその生涯によって生じるつまずきや困難を軽減しようとしたり、障害があることを受容したりすることです。もう一つは、一人一人の子どもたちの発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面をさらに伸ばすことによって遅れている側面の発達を促すようにしたりして、全人的な発達を促進することです。

自立活動の内容は6つの区分と27項目に分類されています。この6区分27項目すべてを取り扱うものではなく、一人一人の児童の実態に合わせて必要なものを選択し、目標や内容を決定していきます。弱視の児童を対象にする場合には、見えにくさによる課題を解決するための指導が行われることが多いです。

〈参考〉特別支援学校指導要領より

① 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。
- (5) 健康状態の維持・改善に関すること。

② 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

③ 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

④ 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

⑤ 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本的動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

⑥ コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2) 言語の需要と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

Q-10 交流学級での授業において配慮できることや個別指導について教えてください。

A-10 様々な確認や相談をしましょう。

新年度の授業が始まるまでに、本人・保護者を対象に特別支援学級担任（または特別支援教育コーディネーター）による面談を行うことをおすすめします。今後の指導や支援について考えていくにあたり、事前に顔を合わせておくことが本人や保護者の安心につながります。面談では本人の希望や保護者の意向に耳を傾けることを優先しつつ、現段階で学校での授業においてできる指導や支援について伝えましょう。

【面談ができる場合、確認しておくこと】

- ・本人の見え方（見えやすい文字の大きさやフォントなど）や困り感について
- ・学習のため、学校へ特別に持ち込むものについて（ルーペ、単眼鏡、iPad など）
- ・斜面机をどこに配置するか（交流学級か特別支援学級か）
- ・交流学級で受ける授業と個別指導について

交流学級で受ける授業において支援できることは、本人の実態によって様々です。まずは、実態把握に努めましょう。本人との何気ない会話や言動から困り感を探ることができます。

例1：プリントを顔に近づけて見ている→プリントの文字が小さく読みにくい

例2：算数や社会の授業などで使用するグラフが上手く書けず、ずれたりはみ出したりしている。

→ 準備されたものが本人にとっては書きにくい。

特に高学年になると、学習が難しくなる上、配布される教材の文字やマスが小さくなっていきます。本人にとって、読みやすい文字の大きさ、書きやすい教材を事前に準備しておくことで本人の安心につながります。そのために、配布されるプリントや使用する教材については事前にもらえるよう、関係の先生にお願いしましょう。

事前の準備が難しい場合は、最初に文章を読み上げたり、確認の時間をとったりすることも有効です。また、本人の「見えやすい」、「書きやすい」を関係の先生で共有するのもよいですね。

個別指導については、教育課程に「自立活動」という教科が設けられていることについて保護者に理解を得る必要があります。本人の障害の状態に応じて適切に自立活動の時間を設け、特別支援学級で個別指導を行いましょう。

授業の形態については、本人や保護者の希望を踏まえた上で、交流学級担任や学年主任、管理職などと相談して決めましょう。

例1：算数が特に苦手、または困り感が多い。そのため算数は特別支援学級で個別指導を受ける。ただし、担任団の判断により、授業内容によっては、個別指導の教科であっても交流学級で授業を受けることもある。

例2：期間（教科の1単元・1か月・1学期間などの区切り）を決め、本人の実態を探り、得意なことや困り感を整理する。その上で、個別指導の内容を決めていく。

ただし、特別支援学級に在籍する児童生徒は、特別支援学級での指導が基本です。個別指導の時間が極端に少ないなどの場合は、特別支援学級に在籍する意味を問われることもあります。交流学級での授業に参加する場合も、きちんと手立てや配慮を取ったうえで実施するようにしましょう。

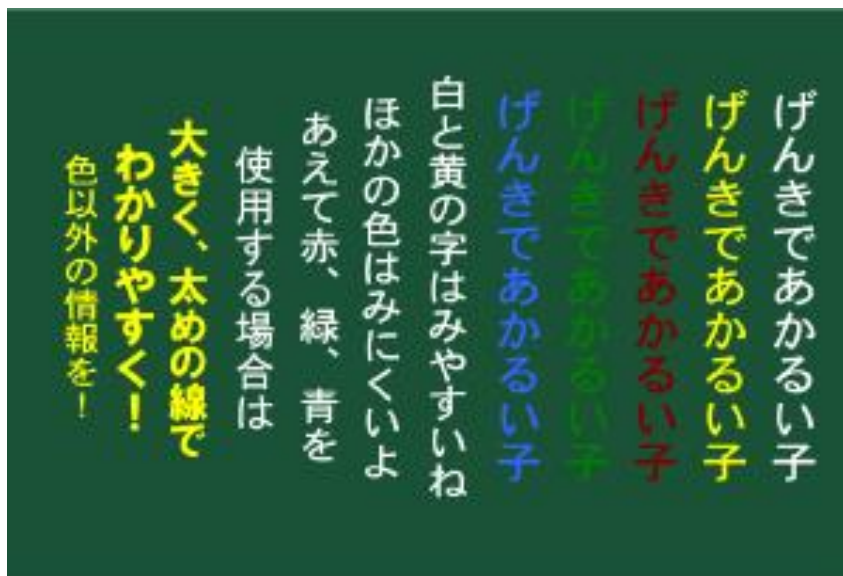
Q-11 板書をする際の工夫や配慮すべきポイントは 何ですか？

A-11 弱視の児童生徒にとって板書の読み取りや視写は 苦手な課題の一つです。

- ・主に黒板とのコントラストの高い白や黄色のチョークを使いましょう。
- ・板書の際、声に出して書いたり、書いた後読み上げたりするなど、耳からの情報も活用するようにしましょう。
- ・文字の横に直線や波線を引いたり、囲み枠など色以外の手がかりも加えたりすると分かりやすくなります。
- ・行頭をある程度揃えて書いたり、見出しに記号やマークを付けたりすると分かりや

すくなります。

- ・短い時間で書き写すことが難しいため、板書はすぐに消さず、できれば本人が書き終えたかどうかを確認してください。表や図は、それだけプリントで渡す配慮も必要です。
- ・電子黒板を利用する際は、ディスプレイがまわりの映り込みで見えにくくなっているか確認しましょう。



(<https://www.gakkohoken.jp/themes/archives/7> 公益財団法人 日本学校保健会 HPより)

学習上の留意点について

Q-12 国語の指導はどのようなことに 気を付ければ良いですか？

A-12 以下のようなことに留意しましょう。

【漢字について】

- ①読み…読み聞かせや絵本などから始めて、漢字や読み物に親しませる。また、部首に注目させ、つくりの読みが漢字の読みに通じることなどを利用して、語彙を広げる。
- ②書き…部首とつくりを既習の漢字と関係させながら、覚えさせる。特に新出漢字は大きい字の練習用紙で形の認知をさせる。また、濃く太い罫線を使った大きなマスのプリントやノートに書かせる。

【音読について】

朗読が遅かったり、字や行を飛ばして読んだりする場合は、指で文字を追って読ませたり、1行だけ見える枠(ガイドリーダー)で、他の行を隠したりする。

または、本文の行間を広めに取ったり、場合によっては縦書きではなく横書きにするなどして、読みやすくする。

【辞書について】

- ・市販の大きな活字の国語辞書や漢和辞書を使う。
(『大きな活字の新明解国語辞典』『大きな活字の三省堂漢和辞典』)
- ・拡大読書機やルーペを使って引くことに慣れさせ、場合によっては電子辞書や辞書アプリなどICTの利用を促す。

Q-13 算数・数学で、作図のための三角定規やコンパス、方眼紙などで、使いやすいものがありますか？

A-13 使いやすい工夫がされているものがあります。

市販の文房具の中にも使いやすい工夫がされているものがあります。また、子どもに合わせた改良を加えていきましょう。

(1) 定規・三角定規・分度器

- ・目盛りや文字がはっきりして読みやすいもの

(図1：目盛り部分が白黒反転しているもの)

- ・目盛り「0 (ゼロ)」が定規の端から始まっているもの
- ・1センチ間隔で穴が開いている定規

(コンパスの針や脚をその穴に入れて、1センチ単位の測りとりができるので便利)

- ・定規で線を引くときの補助具が付いているもの

(図2：紙の端に固定できる枠付き)

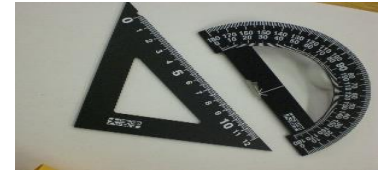


図1



図2

(2) コンパス

- ・作業中に軸幅が広がらない固定ねじが付いたもの
- ・濃い鉛筆、サインペンなど自分が見やすい太さの筆記具が装着できるもの

(3) 方眼紙

- ・5mm単位や1cm単位の方眼紙を自作しておくとう便利
- ・目盛りラインを子どもの視認しやすい色にして作りましょう

(4) 改良の例

- ・定規の裏面に滑り止めを付け、固定できるようにする。
- ・基点となる目盛りにはカラーシールを貼る。
- ・コンパスの針の先に赤や黄の見やすい色を塗り、支点を合わせやすくする。
- ・定規の「0 (ゼロ)」の位置に穴をあけ、コンパスの針を入れて固定できるようにする。
- ・タブレット端末にアームを取り付けて固定し、目盛りや針先を拡大できるようにする。

Q-14 理科の指導ではどのようなことに 気を付ければ良いですか？

A-14 理科は、実験や観察を通して自分で自然の事象を 確かめることが大切な教科です。

視覚障害があると、視覚的な情報を集めるのが難しく、日常での経験が不足しがちになることを理解して、実験器具や教材・教具の工夫、実験の内容や方法を工夫するとともに、危険防止に十分配慮した準備をしましょう。

ここでは、見やすさへの配慮、安全への配慮について説明します。

【見やすさへの配慮】

試験管などにカラーシールを貼って見分けやすくしたり、実験・観察するものと背景の色のコントラストやまぶしさを調節したりするなどの配慮をしましょう。

また、小さいものが見えにくいだけでなく、大きなものの全体像が捉えにくい、動きの速いものや離れたものが見えにくいなどの特性があることにも配慮し、実験・観察方法を工夫することが大切です。

実験の内容や方法を、視力が低くても確認できるものに差し替えるという方法もあります。視覚活用だけではなく、音やにおい、手触り、手ごたえなど、様々な感覚の活用を促すと、事象をより詳しく知ろうとする意欲にもつながります。

【安全への配慮】

まず、危険なものには目を近づけないことを徹底します。その上で、安全メガネを着用する、トレイで実験用具を置く場所を決めておく、滑り止めマットで実験器具の転倒を防止するなどして、安全で効率的に実験や観察を行うことができるようにします。実験器具の使い方を練習しておくことも見通しをもって安全に実験をするためには大切なことです。グループ活動で他の児童と役割を分担して実況しあうなども有効な手立てです。

はじめての場所で行う観察では、「見えている」という思い込みが事故につながります。近くにおいて、足元や周囲の安全確認と具体的な行動の指示を行いましょう。

見えやすさへの配慮ともつながりますが、タブレット端末やビデオカメラなどを使う方法もあります。近づくと危険なものや細かいものを拡大したり、再生速度を変えて早くて捉えにくいものを詳しく見たりなどしやすくなります。



タブレットのカメラ機能を利用した観察



音声電流計

科学ヘジャンプというサマーキャンプも行われています。普段なかなかできない体験ができますのでよかったら参加してみてください。

(<http://www.jump2science.org>)

Q-15 地図や年表を見やすくわかりやすくするためには、どうしたらよいですか？

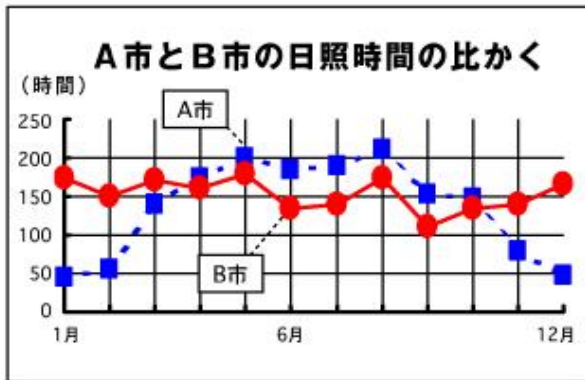
A-15 情報量の調整が重要です。

見えにくいからといって単に地図を拡大すればよいというわけではなく、最も重要なことは、情報量を精選してシンプルな地図にすることです。たとえば、河川と山脈のみを示した地図、〇〇作りの盛んな地域のみを示した地図などのように、単元を学習するうえで必要となる要素と地図を読み取るうえで欠かせない重要な基準を精選して載せます。

情報量を精選したうえで、①線を太く濃くする、②記号や文字を拡大する、③文字や記号等は境界線等に重ならないように配置する、④文字は読み取りやすい配列にしたり引き出し線によって地図の外に書き込むようにしたりする、⑤簡略化したシンプルな線や形にする、⑥配色する際には隣の色との明度差をつける、などの工夫が必要です。国土地理院のWebで触地図原稿作成システムが試験公開されていたり、地図会

社から地図作製のパソコン教材ソフトが販売されていたりするので、これらは地図教材を作製する際に活用できます。

年表や資料は、載せる情報を精選してシンプルにすることが基本です。また、適切な大きさにしたり、線を太く濃くしたりして見やすくすることも大切です。たとえば、円グラフや棒グラフは、色分けのみで表されていると、読み取りの基準点が一定でないため数値の微妙な差を読み取ることが難しく、小さなセルに書き込まれた文字等を読み取ることも困難です。そこで、各セルに白抜きで数値を適切な大きさの文字で書き込んだり、数値のみに表に書き換えたりするという修正の工夫が必要になります。



見やすいグラフの例 (<https://www.gakkohoken.jp/themes/archives/7> 公益財団法人 日本学校保健会 HP より)

複数の資料を提示する際には、できるだけ1枚の用紙に見比べやすく配置し、視線を大きく動かさなくても能率的に見られるようにするとよいでしょう。

歴史年表では、日本の歩みと世界の歩みを各時代ごとに区切り、まとめりに配置して見比べやすく工夫します。さらに、提示する資料を1枚に収め、机上で資料を探したり片づけたりする手間を減らすように工夫するのも一つの方法です。

Q-16 英語の授業で辞書を使うのですが、見えにくい子児童生徒でも使いやすい辞書はあるのでしょうか？

A-16 次のようなものがあります。

(1) 市販の辞典

『大きな活字のコンサイス英和辞典』 『大きな活字のコンサイス和英辞典』 (三省堂)

B5判で、通常の文字の約1.5倍の大きさです。

(2) 京都のボランティアグループ「点友会」が製作した辞典

『拡大字英和辞典』

原本は『ジュニア・アンカー英和辞典』（学習研究社）で、1万8千語収録。文字サイズは、英字24ポイント、漢字20ポイントです。A4判、全8巻、3200ページになります。

(3) 電子辞書、CD-ROM版の辞書

電子辞書の文字は多くの機種で拡大表示ができ、バックライトがついてコントラストが高いものもあります。メーカーによって機能が異なりますので、実際に手に取って本人が確かめてみるとよいでしょう。パソコンで使えるCD-ROM版の辞書もあります。自分の読みやすい文字の大きさや色に設定できて便利です。

Q-17 体育の授業での留意点や配慮できる点について教えてください。

A-17 以下のようなことに留意しましょう。

体育の授業では、授業内容によっては人と接触することにより、恐怖感を感じたり、けがをしたりと危険を伴う場合もあります。しかし、より安全に活動できる手立てを考えていくことで、本人が主体的に活動できる場面を増やすこともできます。

体育においての手立てを考えるにあたり、最初に、体育の年間計画表をもとに、体育の授業内容を本人と一緒に把握し、聞き取りや相談をしておく、手立てのヒントが得られます。本人や保護者からの情報を大切にしましょう。

【聞き取りのポイント】

- ・眼科医からの情報（運動時の留意点など）
- ・得意な活動内容、不得意な活動内容
- ・一人で活動できそうか、支援が必要かについて
- ・困った、または見えにくい経験をしたことについて

- ・各活動での留意点について

【陸上運動】

- ・スタート地点とゴール地点が明確に確認できるように、両側の白線を太めに引いたり、蛍光色のマーカーを使用したりしましょう。
- ・リレー走では、バトンをもらう相手と渡す相手を確認しておきましょう。ビブスなどを有効活用しましょう。

【球技】

- ・捕球がより行いやすくなるように、コントラスト差があるボールを使用しましょう。
- ・バレーボールのように、空中にボールがあったり、ボールの動きが速い場合などは、ビーチボールを使用するなどの工夫をしましょう。

【表現遊び、ダンス】

- ・模倣が難しい場合は、「右側に2歩動く」「右手を腰に当てる」など具体的な言葉の指示をすると、より伝わりやすくなります。
- ・ダンスの動画を撮っておき、視聴したり練習したりする時間を設けるなど、事前学習も効果的です。
- ・必要以上の配慮は、むしろ本人の自尊心を傷つけたりストレスの原因になる場合もあるので、本人とよく相談し、納得の上で配慮を行うようにしましょう。

Q-18 家庭科の指導で、刃物や火を使う調理実習や裁縫やミシンは、どのように指導すればよいですか？

A-18 日常生活に必要なものだからこそ、「危ないからさせない」のではなく、道具の取り扱いや確認に十分時間をかけて指導する必要があります。

【刃物の取り扱い】

- ・刃物や火の扱いに対する不安感を軽減するため、事前に家庭で包丁やコンロに慣れさせておきましょう。
- ・包丁は直に触れないので、アルミホイルや布を巻いて全体の形を触って確認させましょう。
- ・調理途中の包丁は、刃を向こう側に向けて、まな板の向こう側に平行に置くようにしましょう。
- ・いつも決まった場所に決まった向きで収納するようにしましょう。
- ・切る材料によっては見えやすいように両面を白黒に分けたまな板もあります。

【火を使う時の注意】

- ・電磁調理器を使うのも有効ですが、ガスコンロの使い方（点火・消火・火力調整のつまみの操作方法や炎の音による火力判断など）も学ばせるようにしましょう。
- ・フライパンや鍋を五徳の中心に置いてから火をつけるようにしましょう。
- ・柄や取っ手があるフライパンや片手鍋などは、柄の部分が調理中に体や衣服に引っかからないように、正面に向けずクロックポジションの4時や7時の方向に向けましょう。
- ・音や手をかざしての温度変化、におい等、視覚以外の感覚も使わせるようにしましょう。

【道具の選び方】

- ・ワンプッシュで大さじ1や小さじ1が測れる調味料入れ。調味料入れには読みやすいラベルをつけましょう。
- ・中身が分かるように色分けしたボウル
- ・透明な計量カップ
- ・音声計量器、音声キッチンタイマー、黒色しゃもじなど

【手順など】

- ・一連の流れをビデオに収めた映像でシュミレーションしておくことで安心して取り組みます。

☆家族と楽しく調理することも経験を広げるよい機会です。

被服では、裁縫道具や教材・指導方法を工夫すれば取り組みやすくなります。

【針に糸を通す】

- ・太くて針穴が大きい刺繍針は、糸が通しやすいし持ちやすいです。
- ・糸通し器や糸通しが簡単なセルフ針も市販されています。

【縫う作業】

- ・玉結びや玉留めや縫う作業は、録画し、拡大して見せるとイメージしやすくなります。はじめは、大きな縫い目で縫うという動作を体験させましょう。
- ・糸と布地のコントラストを高くすると見やすくなります。
- ・しつけやビニールテープでラインを付けるとまっすぐ縫いやすくなります。

【ミシンで縫う】

- ・まずは、ミシンの仕組みを絵や写真で拡大して見せたり、実物を触ったりして理解させておきましょう。
- ・まっすぐ縫うために、しつけ糸を分かりやすい色にしたり、おさえの部分にガイドを付けるとよいでしょう。

Q-19 技術科の指導では、どんなことに配慮すればよいですか？

A-19 各分野ごとに工夫をしましょう。

技術科の内容は木工や栽培、エネルギー変換（電気）、情報などの分野があります。それぞれの配慮点を簡単にあげます。

【木工】

製作作業の際に印の点や線が見えにくいことがあります。点を大きくし、キリなどで穴をあけ、さわってわかるようにしましょう。釘打ちは釘穴をあけさせ、釘を入れて、低い距離から打たせましょう。

【電気】

はんだごてを使う際、手元が見えにくいことがあります。手をとって一緒に作業をするか、タブレットなどを利用し、手元を拡大しましょう。

【情報】

表示画面を白黒反転させたり、見やすい配色に変更すると、見えやすくなる場合があります。また、マウスのポインターがわかりにくい場合があります。ポインターの拡大やショートカットキーを使わせるようにしましょう。（資料：「ICT」参照）

Q-20 図画工作や美術の授業ではどんな支援が必要ですか？

A-20 見えにくさを補う工夫をし、工作では指先からの触覚なども頼りにしながら、創造したり観賞したりする喜びや楽しさを味合わせてください。

【絵を描くときの工夫】

- ・描く対象には見やすい単純なもの、輪郭がはっきりしたもの、色合いが見やすいものを選びます。
- ・描く対象物が遠くにあるもの（人物画や風景画など）については、デジタルカメラやタブレット等で画像を撮り、モニター画面で拡大したり縮小したりしながら、全体像や細部を確認させます。
- ・下絵は、鉛筆よりもフェルトペンなどが、色を塗るときもわかりやすくなります。
- ・視力の弱い子どもは色覚にも問題をもっている場合が少なくない。必要に応じてクレパスや色鉛筆、絵の具のチューブに大きめの色名ラベルを貼るなどの配慮も必要です。
- ・混色のしかたについては、対象の色になるように、まず指導者が混色してみて試し描きした後、本人に混色させる。前もって混色の学習をしておくともスムーズにいくかもしれません。

【工作のときの注意と工夫】

- ・紙を切るときの線ははっきり見えやすい線にします。裏に厚紙を張るなどしても分かりやすくなります。
- ・のり付けの作業では、のり付けした場所がわかりやすいように、色がつくステックのりを使用すると便利ですが、液体ののりに色を付けて使用することも有効な方法です。
- ・彫刻刀を使い始めるときは、安全カバーのついているものを使用します。はさみなども市販のもので使いやすいものを選びます。
- ・白い紙を使うときは、机に黒い色画用紙をひくなどコントラストを高くすると、わかりやすくなります。
- ・道具や素材を個別にトレイや箱に配置し、置き場所を固定することで、作業が能率よく、また安全にできます。
- ・作業用のルーペを使用して細かい作業を行うことも効果的です。

Q-21 音楽の指導で、楽譜はどのように見せればよいでしょうか。また、ほかに配慮するポイントはありますか？

A-21 見えにくさを補う工夫をしましょう。

【見え方、授業のねらい、使用場面に応じた楽譜を】

楽譜や歌詞は、その子どもが見えやすい大きさのものを用意します。教科書の出版社から拡大教科書も出版されています。楽譜を見るときは、全体が見渡せるように1曲がA3用紙1、2枚に入るくらいの拡大率にする方法、通常サイズの楽譜を拡大読書器で見る方法などがあります。子どもの見え方、授業のねらい、使用場面に応じて、数種類の楽譜を用意するとよいと思われます。

【音符の色分けなどの工夫も使って】

必要な情報ごとに着色する工夫するのは有効な手立てです。音階に応じて色分けする方法、五線のうちの1本をマーカーで着色して音程の判別をしやすいする方法があります。また、子ども自身に音符をマーカーでつなげる作業をさせ、音程の変化に着目した読譜指導を行うこともできます。

【家庭学習で予習できるようにする配慮を】

クラスメイトとともに楽しく音楽活動に参加できるように配慮することは大切です。家庭で予習できるように、授業で扱う楽曲を、事前にCDなどを渡しておく方法もあります。

【合奏や合唱するときの工夫】

鍵盤に目印のシールを貼ったり、ミスタッチにより不必要な音が出ないように、使用しない部分にカバーをつけたりするなど、子どもの視力や能力に応じて様々な工夫が考えられます。リズム中心の楽器だけでなく、いろいろな楽器に挑戦させることも大切です。

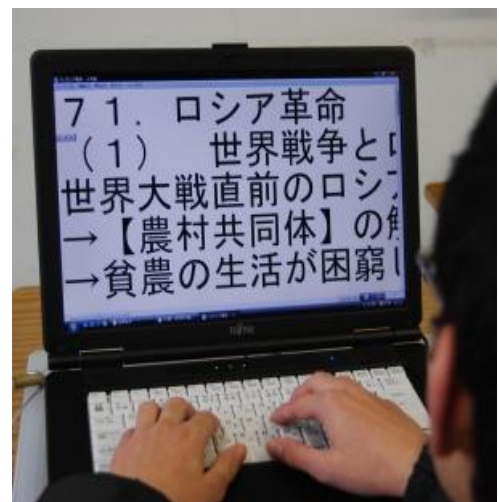
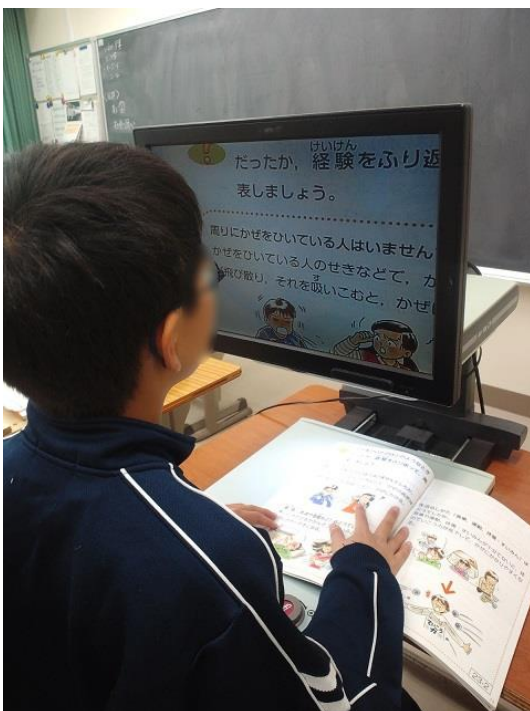
合奏や合唱の際、指揮棒や指揮者の指先は見えにくいものです。クラスメイトの誰かが指揮者の動きに合わせて小さな音を出したり、隣で軽く背中を叩いたりするなど、曲の出だし部分だけでも何らかの合図を出す方法もあります。

Q-22 自立活動の指導内容は具体的にどのようなものがありますか？

A-22 弱視特別支援学級において行う、自立活動の指導内容には以下にあげるようなものが中心的課題と考えられます。

- ・実態把握（視機能など）
- ・自己の障害等の理解に関する指導（見え方や支援内容）

- ・自己の障害との関連における、生活規制や医療的ケア、福祉サービスに関する指導
- ・見る機能の発達を促す指導
- ・視覚活用の基礎技能の指導（注視、追視、近距離視など）
- ・見比べと視覚的探索の指導（見比べる力、一定の視野の範囲から必要な情報を見つけ出す力）
 - ・目と手の協応の指導（具体物の操作、平面における、道具の使用）
 - ・全体と部分の関係把握の指導
- ・近用や遠用の弱視レンズ類、タブレット等を用いて、対象物を認知する指導
- ・事前に必要な情報を収集し、安全で能率的な歩行を行う指導
- ・手指の粗大運動や微細運動を巧みに行う指導
- ・実技を伴う学習（図画工作、美術、技術、家庭科など）の作業の種類に応じて、事前に安全で効率的な作業の動作を行う指導。
- ・表面作図器等を用いて、作図や描画をする指導。
- ・相手の声の調子から言語以外の情報を聞き取ったり、話す相手との距離を適切にとったり、場に応じて自然な形で対話ができる指導（コミュニケーション、人間関係）



その他

Q-23 登下校時に安全を確保するためにはどんな 注意が必要ですか？

A-23 通学路の安全の確保には、弱視の子どもの視覚障害
の特性(視力、視野、色覚、まぶしさ、夜盲など)を考慮
して、安全で危険箇所が少ない通学路を選択すること
がもっとも重要です。

そのためには、保護者が弱視の子どもと実際に歩いて危険箇所の把握をしておくことが重要です。その際は通学時間帯や季節、天候などによって状況が変わることを想定して、1回だけで行うのではなく、様々な状況で確認します。また定期的に子ども、保護者を含めた話し合いをしておくことも必要です。

〈通学路のチェックポイント〉

- ①道路が狭い・歩道がないところは要注意
- ②誘導ブロック・音響式信号機の有無の確認
- ③自転車や自動車の交通量
- ④日没後の道路の明るさ など

そのほかに、ランドセルに反射板をつけるなど、暗くなった場合でも相手から見えやすくすることも必要です。自転車通学については、特に慎重に判断した方がよいと思います。また、一緒に通学してもらう友達には負担が大きくなるように配慮してください。

Q-24 学校行事ではどんな注意が必要ですか？

A-24 行事の活動ごとに考えましょう。

【集会活動】

みんなと一緒に移動することが望ましいのですが、移動するタイミングと自分の並ぶ場所を探す時間を考慮する必要があります。

- ・友だちと一緒に集合場所に移動することをお互いに習慣づけるとよいでしょう。
- ・ある程度整列した後に自分の場所に行くようにすると、焦らずに行動できるようです。
- ・同じグループの子には、見えにくさによって困ることや安全面で配慮してほしいことを説明しましょう。

【運動会・体育大会】

大きな集団で行われるため、いろいろな配慮が必要です。

- ・行動は友達とペアを組み、一緒に移動するようにしましょう。軽い駆け足でも、急に曲がると転倒したり接触したりしますので気を付けましょう。
- ・ラインは、消えて見えにくくなったら引き直し、太く濃くひきましょう。
- ・ゴールの目印は、足元ではなく前方に大きく示しましょう。強度の弱視の場合は、音源をたよりに走るようにします。その場合、音源が聞こえるように協力を促しましょう。
- ・コーナーの内側に人を配置したり、コーンを並べる方法がありますが、つまづかないように練習から取り入れましょう。
- ・リレーでは、声かけしながらバトンの受け渡しをする練習をしたり、渡す相手に分かりやすい色のビブスを着せたりします。
- ・玉入れは、赤玉が見やすいので紅組に入るのがよいでしょう。
- ・ダンスなどの模範演技は、見えやすい位置で、動きに具体的な言葉を添えるようにしましょう。

【遠足や校外学習】

- ・見学先の見取り図や画像などの情報で、視覚的に確認させておきましょう。
- ・山や坂の下りは上りより時間がかかることがあるので、先生と一緒に行動するのもよいでしょう。
- ・観察の対象がよく見えないときは、写真やビデオに撮って近くで拡大して見せるのもよいでしょう。
- ・交通量の多い道路や危険な場所は、無理せず、友達や先生と一緒に歩くようにしましょう。
- ・靴を脱ぐ際は、印をつけたり、探しやすい場所におくように指導しましょう。
- ・引率の教師は、太いボーダーの上着や派手な色の帽子など見つけやすいようなものを着用しましょう。
- ・グループの子どもたちに段差や危険箇所を具体的に伝える手段を身に付けさせましょう。
- ・初めて行くトイレの水洗装置の形式やボタンの位置などを詳しく伝えましょう。
- ・混雑しているところで話しかける際は、自分に言われていることが分かるように、名前を言ってから話し始めましょう。
- ・施設の大きなガラスの壁や腰の高さに張られた立ち入り禁止のロープに気付かないことがありますので、声をかけましょう。

Q-25 部活動を楽しく行うにはどのような配慮や指導が必要ですか？

A-25 希望もあるとは思いますが、まずは安全にできる活動かどうかで選択することをお勧めします。

広い場所で行う競技（サッカーや野球）、人と人とが衝突の恐れがある競技、動きが速い球などを追う競技など、見えにくいことで参加できにくい部活動は避ける生徒が多いようです。眼疾患によっては、頭部や目の打撲などに十分注意を払わなければならないことも考える必要があります。また、部活動によっては、自転車で対外試合に行くこ

ともありますし、初めての場所や会場で試合が行われることもあります。そういう時に保護者の協力が得られるかも重要なポイントになってきます。部活動においては自分の希望、できることとできないこと、支援が受けられる内容、量などを総合的に考え入部することが大切です。入部する前に、一度体験をしてみるとよいと思われます。

Q-26 児童生徒同士の間関係において配慮することはありますか？

A-26 周囲の理解と自己理解の二つの側面を意識しましょう。

弱視の子どもは視覚情報を十分に活用することが困難です。弱視という状態は、周囲の人々だけでなく、本人にも理解されにくく、不安定な状態にあることに大きな特徴があるといえます。本人が見えにくいという実態を的確に把握できにくく、周囲からもそうした見えにくい状態がなかなか理解されないということは、弱視児の心理面に大きな影響を及ぼすこととなります。こうした不安定な状況を改善するためには、弱視に対する本人自身の的確な自己理解の向上をめざした対応を行っていくとともに、弱視児を取り巻く周囲の人々（友人（上級生下級生を含む）、全校職員）の理解を促していくことなどを通して自己理解を支援するという二つの方向から迫っていく必要があります。

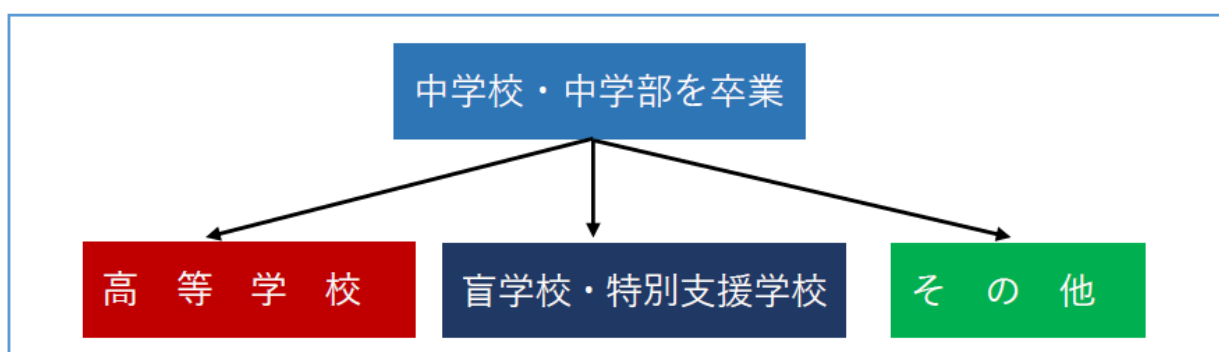
弱視児が合理的配慮を得るためには、障害を周囲に説明（障害開示）し、援助依頼をすることが必要になります。しかし、自己を客観的にみつめ、抽象概念を理解できるようになるまでは、大人のように障害を説明することは難しいと思われます。年齢の低い弱視児の場合は、「拡大鏡や単眼鏡を使えば文字は読めるけど、すごく見えにくいので、困ったときやわからないときは助けてね。」「遠くにいる友達の顔が見えなくて、知らんぷりしたように見えるときがあるかもしれないから、そんなときは声をかけてね。」などと、友達への伝え方を具体的に教える必要があります。そして、拡大鏡が携帯できたときや、援助依頼ができたときはほめてあげることが大切です。小さいころから、そうした行動によってメリットを実感できるような成功体験の積み重ねをたくさんしていくことが重要です。

また、周囲の子どもたちへの理解の促進という点からは、見えにくい状態とはどういうことなのか具体的に体験させたり、見えにくい人と接する場合の心構えを理解させたり、「弱視」を特別な存在として捉えるのではなく、「その人の個性」と捉えるための指導をしたりすることが考えられます。

Q-27 中学校卒業時はどのような進路がありますか？

A-27 次のような進路があります。

中学校を卒業する際は、大まかに下記の様になると思います。



高等学校では必要な支援はできるだけ行うという方針のところはほとんどです。しかし、教科書で言えば拡大教科書はほぼないという状況ですし、副読本などの教材も、拡大されたものはないことがほとんどです。必要に応じて拡大などは行ってもらえると思いますが、十分ではないかもしれません。そのためにも弱視レンズなどを使えるようになっておいた方が良いでしょう。

盲学校に地域の中学校から入学される方は、専門性の高さを評価されるためだと思いますが、年齢的にも遠距離通学や寄宿舍への入舎ができやすくなることもあると思います。

重複した障害がある場合は他の特別支援学校を検討されることもあるかもしれません。この場合は各校の就学基準を確認し、学習内容等が教育的ニーズに合致しているかを検討することになると思います。

なお、就学条件を満たせば、佐賀県では県立高校と特別支援学校の併願は可能となっています。

その他は就労や福祉サービスの利用などになりますが、現実的にはほぼありません。

Q-28 高校受験では、どのような配慮が可能ですか？

A-28 日頃の配慮事項などが考慮されます。

佐賀県では、視覚障害がある生徒が、高等学校の入学試験を受ける際に様々な配慮を検討します。

次の例は佐賀県小・中学校学習状況調査における配慮事項ですが、このような配慮は、入学試験でも考えられると思います。

- ・ 問題用紙や解答用紙の拡大ができる。
- ・ 解答時間については、文字の拡大をした場合、最大 1.3 倍まで延長できる。
- ・ 解答については、解答用紙への記入の他に、問題用紙へ直接解答を記入できる。

ただし、拡大は単純拡大のみで、レイアウトの変更などは行われません。さらに重要なことは、日頃、学校で行っていない配慮は行われないということと、前例を踏襲せず、一人一人について検討するということです。

学校では拡大をしていないが、受検の時は拡大してほしいという要望は受け入れられないと考えましょう。また、似たような見え方の生徒が、以前にこのような配慮をしてもらったから、この生徒も大丈夫だろうということはありません。一人一人について、その必要性を検討されます。

Q-29 個別の教育支援計画と個別の指導計画について教えてください。

A-29 以下のようになっています。

- ・ 「個別の教育支援計画」作成の対象となるのは特別支援学校、特別支援学級（通級指導を含む）、通常の学級に在籍する特別な支援を必要としている児童生徒です。

- ・特に決まった様式はありませんので、学校の実情に合わせて、様式も検討することになります。

ただ、様々な支援計画の様式を確認すると、「将来の生活に関する希望」「支援をする上での基礎となる情報」「合理的配慮」「3年後に目指したい自立の姿」「各関係機関からの具体的な支援について」の5つの項目はよく設定されています。

佐賀県教育センターのwebサイトにも、作成ソフトとともに支援計画のシートがあげられています。また、令和2年度から、佐賀県の特別支援学校では統一様式を用いるようになりました。巻末資料にありますので、こちらも参照ください。
- ・「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の違いについては、「個別の教育支援計画」は幼児期から学校卒業までの長期的な視点に立って、一貫した支援を行うために作成される支援の計画です。本人の希望や願いなどを、どう支援するかについて、保護者や学校及び福祉、医療、労働等の関係機関等が連携して作成します。

一方、「個別の指導計画」は、児童生徒の実態や個別の教育支援計画を踏まえ、適切な指導が行えるように、それぞれの指導目標や指導内容、指導方法などを明確にした計画です。

「個別の教育支援計画」作成後にその趣旨を踏まえて、学校における各教科・領域等での具体的な指導のための「個別の指導計画」が作成されると考えるとよいと思います。
- ・作成については担任や特別支援教育コーディネーターが中心となり、児童生徒及び保護者から現在の様子や将来の希望を聞きます。その上で、担任が特別支援教育コーディネーターの助言を受けながら「個別の教育支援計画」の原案を作成します。

そして、関係機関や校内委員会等での検討を経て、保護者・本人の了解の下、作成された計画が実施されていきます。
- ・支援目標の設定については保護者との率直な話し合いをもとに、地域支援体制の現状も考慮して「一人一人のニーズ」を明らかにし、それを踏まえて支援目標を設定します。学校、家庭、関係諸機関が共通理解していくことが「個別の教育支援計画」を作成する上でのポイントになります。
- ・「合理的配慮」について説明します。合理的配慮は障害のある方々の、障害特性や困難さに合わせて行われる配慮のことです。それぞれの実態に基づいて、必要な配慮事項が検討され、決定します。この際、過度の負担を課さないことになっています。また、各支援機関が共通認識をもてる、具体的で分かりやすい表現、内容であることや具体的な支援内容の設定及び提供につながることを求められます。

巻末資料

- ・ 県内の特別支援学校で用いられている個別の教育支援計画様式
- ・ 福祉制度やサービスについて
- ・ 代表的な眼疾患
- ・ 参考文献

佐賀県内の特別支援学校で用いられている個別の教育支援計画様式

【01 記入様式】 1年次

個別の教育支援計画

作成年度	1年次	令和年度	2年次		3年次	
記入者						
学校名				学部		学年
よみがな				性別		
氏名				生年月日	年	月 日
住所				電話番号	- - -	
手帳						

1 将来の生活に関する希望

本人		保護者	
----	--	-----	--

2 支援をする上での基礎となる情報(診断名、障害の状況、得意なこと、苦手なこと。日常生活の状況など)

(診断名)

・

(障害の状況)

・

(好きなこと・得意なこと)

・

(苦手なこと)

・

3 合理的配慮

・

・

・

4 3年後に目指したい自立の姿

日常生活	・
学習、進路	・
余暇、地域活動	・

5 各関係機関からの具体的な支援について		
支援機関	支援内容	次年度
家庭	・ ・ ・ ・	
学校	・ ・ ・	
	・ ・	
	・[]	

引継事項	・ ・
------	--------

1年次
上記について確認しました。

年 月 日

本人 _____

保護者等 _____

記入内容について

○1年間の各機関の支援内容について、年度末に内容の確認をします。

○内容の変更や中止については、文章の最後にその内容を(→)で記載します。

○次の学年への支援内容の引き継ぎについては、次年度欄に「継続、変更、中止」で示します。

○新たな支援を希望される場合は、「引継事項」の欄に内容を記載します。

福祉制度やサービスについて

視覚障害があり、身体障害者手帳を持っている場合、公的な福祉制度やサービスを利用することができます。以下にまとめてみました。

まず、身体障害者手帳とは何でしょうか？

身体障害者手帳とは、身体障害者福祉法に基づき、都道府県知事が発行するもので、これにより身体障害者・身体障害児として、援助や保護を受けることができます。この身体障害者手帳があると、法律上、身体障害者と認められます（逆に言えば、身体障害者手帳がないと法律上は身体障害者として認められません）。身体障害者・身体障害児にとって、身体障害者手帳とは日常生活を支援してくれる大切なもの(制度)です。

身体障害者手帳には、障害の程度に応じて、1級から6級までの等級があります。1級が最も重度の障害で、6級は軽度の障害です。障害の程度は、等級の数字が小さいほど重度で、大きくなるほど障害の程度は軽くなります。

身体障害者手帳の等級が1級と2級だと、重度の障害となります。

視覚障害の場合、それぞれの等級は「視力」と「視野」の状態によって決まります。

身体障害者手帳を取得した後でも、視力や視野が低下したら、等級は変わることがあります。

視覚障害者等級表

級別	障害の程度
1級	両眼の視力の和が0.01以下のもの
2級	1) 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2) 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの
3級	1) 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2) 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの
4級	1) 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2) 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
5級	1) 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2) 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの
6級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの

ただ、身体障害者手帳の取得は、強制ではありません。

「自分自身が身体障害者と公認されることに抵抗がある」「偏見や差別を受けるかもしれない」「就職や進学に関して影響があるかもしれない」などの理由で身体障害者手帳を取得したくないと思われる場合もあります。身体障害者手帳（およびそれに伴う援助や保護）を希望し

ないのなら、手帳を申請する必要はありません。しかし、手帳がないと、法律上の身体障害者と認められないため、支援は受けにくくなります。

身体障害者手帳を取得すると、生活に必要な用具等の購入についての助成、所得税・住民税の割引、医療費の割引・助成制度、JR やバスタクシーなどの割引、各種サービスの利用などが可能になります（ただし、等級によって内容は違います）。その例を下記に挙げます。

補 装 具

視覚障害がある場合の補装具とは盲人安全杖（白杖）、義眼、眼鏡（矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡）となっています。



これらについて、身体障害者手帳を持ち申請が適切であると認められると、購入や修理の際に補装具費が支給されます。

日常生活用具

日常生活用具とは、身体障害者福祉法に詳しい定義がありますが、簡単にいうと日常の生活などをより便利にするためのものです。視覚障害の日常生活用具の主なものとして、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用拡大読書器、活字文書読み上げ装置、視覚障害者用時計、音声式体温計、視覚障害者用体重計などがあります。申請が適切であると認められると、購入の際に補助が受けられます。



交通運賃・各種料金等

交通運賃についても割引等が受けられます。ただし、鉄道会社やバス会社、タクシー会社などによって細かな違いがある場合もあります。下記に例として JR と佐賀市営バスの割引等について示します。



【JR 運賃】

対象	券種	割引率	条件
第一種身体障害者手帳または第一種療育手帳所持者が単独で乗車の場合	普通乗車券	5割	片道 101km 以上利用するとき
第一種身体障害者手帳または第一種療育手帳所持者が介護者と乗車の場合	普通乗車券 定期乗車券 普通急行券 普通回数乗車券	5割	(※1)

第二種身体障害者手帳または第二種療育手帳所持者が単独で乗車の場合	普通乗車券	5割	片道 101km 以上利用するとき
第二種身体障害者手帳または第二種療育手帳所持者が介護者と乗車の場合	定期乗車券	5割 介護者のみ (※2)	(※1) 障害者本人が 12 歳未満に限る

※1) 介護者については、鉄道係員が介護能力ありと認める者で、乗車券の種類、区間、有効期間が本人のものと同一でなければなりません。

介護者は一人のみが割引対象となります。

小児定期は割引の適用がありません。

介護者に通学定期の資格があっても通勤定期扱いとなります。

※2) 本人については小児割引 (5割) が適用されます。

【佐賀市営バス運賃】

対象者	区分	普通運賃	定期運賃
身体障害者手帳(第1種)	本人	50%割引	30%割引
身体障害者手帳(第1種)	介護人	50%割引	30%割引
身体障害者手帳(第2種)	本人	50%割引	30%割引
身体障害者手帳(第2種)	介護人	50%割引	30%割引
療育手帳 (A)	本人	50%割引	30%割引
療育手帳 (A)	介護人	50%割引	30%割引
療育手帳 (B)	本人	50%割引	30%割引
療育手帳 (B)	介護人	50%割引	30%割引
精神障害者保健福祉手帳 (1級~3級)	本人	50%割引	30%割引
精神障害者保健福祉手帳 (1級~3級)	介護人	50%割引	30%割引

また、佐賀県内のタクシー会社に関しては、障害者手帳の提示で1割引となっています。

これら以外にも「有料道路（高速道路を含む）の通行料」「NHKの受信料」「携帯電話の基本使用料」などの割引もあります。

また、佐賀県立図書館では、身体に障害があるために図書館へ出かけることが困難な方に、県立図書館の図書を郵送で貸し出しています。事前に登録が必要ですが、身体障害者手帳所持者のうち、肢体不自由1級、2級、内部機能障害1級、2級、3級のいずれかに該当する方が対象となっています。郵送料は往復とも無料です。

これらの福祉制度やサービスは身体障害者手帳の等級や居住する市町によっても違う場合があります。詳しくは各市町の福祉課にお尋ねください。

また、佐賀県が発行している「障害者ハンドブック」に他の障害種も含めた、福祉制度等の説明があります。参考にしてください。

<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji0032669/index.html>

気をつけておいていただきたいのは、弱視学級に在籍する児童生徒や見えにくさがある児童生徒の中には、手帳の取得を希望していても、視力・視野の状態により、取得ができない場合があるということです。ただし、そのことと学校での配慮とは直接関係がありません。手帳の有無と教育的配慮は別と考えてください。

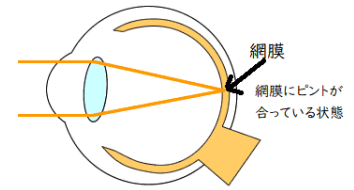
代表的な眼疾患

未熟児網膜症

網膜とは眼球の中にある、物が映る大切な場所です。

網膜には酸素や栄養を運ぶ血管がたくさん必要で、その血管は妊娠 8 か月から 10 か月の間に網膜の中心から周辺に向かって伸びていきます。

身体機能等がきちんと発達していない未熟児は、網膜の血管の発達が途中で止まってしまう。血管が無い部分は酸素と栄養が運ばれないため、新生血管という異常な血管ができてきます。これが未熟児網膜症で、放置すると出血をしたり、十分な視力を得られなかったり、失明することがあります



網膜色素変性症

網膜色素変性症は、遺伝性の病気で、網膜にある細胞が異常をおこしてしまい、暗いところで物が見えにくくなったり（夜盲）、視野が狭くなったりするような症状を起こします。そして病気の進行とともに視力が低下してきます。

網膜色素変性症の見え方の変化の一例



正常期



初期～中期



末期

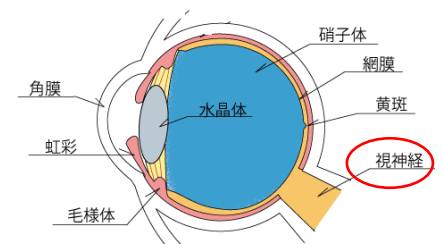
緑内障

緑内障とは、目から入ってきた情報を脳に伝える「視神経」という器官に障害が起こり、視野（見える範囲）が狭くなる病気のことです。治療が遅れると失明に至ることもあります。

緑内障は、少しずつ見える範囲が狭くなっていきます。

しかし、その進行はとてもゆっくりしたものです。

そのため、病気はかなり進行するまで自覚症状がほとんどないと言われています。



緑内障の見え方の変化の一例

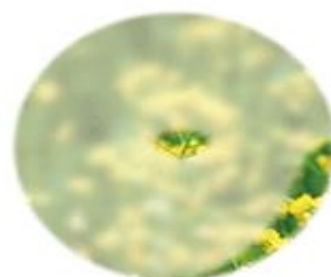
■ 見え方の変化（右眼のみを示す）



初期



中期



末期

(<https://www.santen.co.jp/ja/healthcare/eye/library/glaucoma/> 参天製薬 HP より)

黄斑変性症

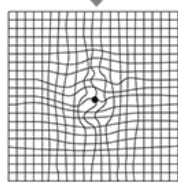
黄斑（おうはん）変性とは、ものを見るときに重要なはたらきをする黄斑という部分が、なんらかのダメージを受けて変化してしまい、視力の低下などを引き起こす病気です。

私たちはものを見るときに、目の中に入ってきた光や映像を網膜で受け取り、その信号を脳に送るために視神経に伝えます。

その網膜の中心部分が黄斑です。黄斑が変化すると、ものがゆがんで見える、視野の中心が暗くなる・欠ける、視力が低下するなどの症状が出ます。

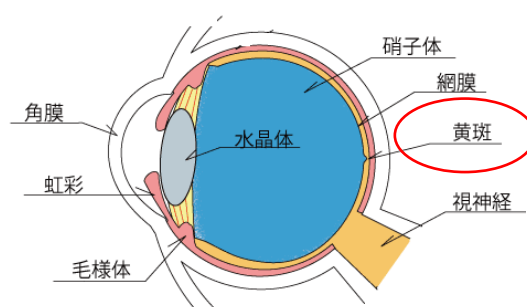
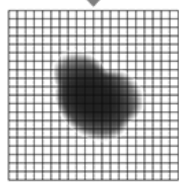
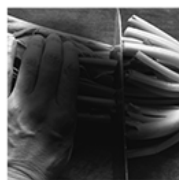
◎ 変視症

見たい部分がゆがんで見えます。



◎ 中心暗点

見たい部分が黒くなって見えます。



(<https://www.gankaikai.or.jp/health/51/04.html>)

公益社団法人 日本眼科医会 HP より)

〈参考文献〉

「新訂版 視覚障害教育入門 Q&A

—確かな専門性の基盤となる基礎的な知識を身に付けるために—

編著 全国盲学校校長会 ジアース教育新社

「新・視覚障害教育入門」 青柳まゆみ・鳥山由子 編著 ジアース教育新社

「見えにくい子どもへのサポート Q&A」 氏間和仁編著 読書工房

「視覚障害教育入門」 全国盲学校校長会 編著 青木隆一 神尾 裕治 監修

「教師と親のための弱視レンズガイド」 稲本正法他 編著 コレール社

「視覚障害教育に携わる方のために」 香川邦生 編著 慶応義塾大学出版会

「小・中学校における 視力の弱い子どもの学習支援」

~通常の学級を担当される先生方のために

日本弱視恐育研究会 企画 香川邦生・千田耕基 編 教育出版

「特別な教育的支援が必要な子どものためのガイドブック」

佐賀県教育委員会

「小・中学校『個別の教育支援計画』作成ガイドブック」

愛知県教育委員会

「特別支援学校学習指導要領」

<http://www.kochinet.ed.jp>

<https://www.nise.go.jp>